

令和6年6月吉日

保護者の皆様へ

金沢高等学校

高等学校等就学支援金の手続きについて
(令和6年4月分～6月分を受給されていない方へ)

国による授業料支援の仕組みである高等学校等就学支援金について、これから令和6年7月分～令和7年6月分（最終学年は3月分まで）の手続きを行う期間となります。手続きについてご留意いただきたい事項を以下のとおりお示ししますので、必ずご確認くださいませようお願いします。

記

① 令和6年7月以降分の審査手続きについて

ご自宅に高等学校等就学支援金申請書を郵送しますので、手続きされる場合は必要事項を記入していただき学校に提出をお願い致します。辞退される場合は、辞退届を必ず提出してください。どちらも、提出期限は7月8日（月）です。

② 早生まれの生徒の判定基準について

早生まれの生徒については、扶養控除額の調整を行った基準により審査されます。令和6年7月以降分は、平成20年1月2日～平成20年4月1日生まれの生徒の審査が該当します。これにより、同一世帯であっても、きょうだいで支給額が異なる場合があります。あらかじめご了承下さい。

③ **保護者の変更、住民税額の変更がある場合の手続きについて（随時）**

離婚・養子縁組等により保護者の変更がある場合には速やかに届出書等をご提出いただく必要があります。

必要な手続きをご案内しますので、**これらの変更があることが分かった時点で、すぐに学校事務室までご連絡いただきますようお願いいたします。**

※手続きが遅れた場合、就学支援金支給額の変更ができない場合があります。

(お問い合わせ先)
金沢高等学校事務室 TEL:242-3321